

青梅市情報公開・個人情報保護審査会議事概要（第38号事件）

- 1 日 時：令和2年8月7日（金）
13時30分から15時00分まで
- 2 場 所：青梅市役所議会棟3階第3委員会室
- 3 出席者：

[委 員]

伊東 健次（会長）

飛弾 直文

齊藤 和弥

（1名欠席）

[審査請求人]



[実施機関説明員]

梶井ひとみ（教育部教育指導担当主幹）

白鳥 拓也（教育部指導室指導係長）

[事務局]

小山 高義（総務部長）

菅沼 智行（総務部文書法制課長）

大西 宏幸（総務部文書法制課情報公開文書係長）

山崎 健司（総務部文書法制課法制担当主査）

陶山 晶平（総務部文書法制課法制担当主査）

4 議事内容（要旨）

第38号事件「保有個人情報開示請求一部承認決定処分かかる審査請求」について、審査請求人の口頭意見陳述および実施機関の口頭説明を受け、それぞれ質疑を行った。

(1) 審査請求人の口頭意見陳述

いじめ問題対策委員会で扱われ、青梅市いじめ重大事態とされた案件について、学校の対応等を知るため情報公開請求をした。支援員、スクールカウンセラーの対応等を知ることは、いじめ問題の解決にとって重要であるにもかかわらず、黒塗りで見えない部分が多いものであった。再発防止のためにも、記録内容が公開されることが必要であ

る。また、弁明書の中で市は「個人の評価等であって、開示することにより、今後反復継続される同種の評価等を行うことが困難になると認められること。また、事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあること」というが、すでに転校しているので、これは理由にならないと考える。

(2) 審査請求人の口頭意見陳述に対する質疑

(質疑) 開示された文書の中の黒塗りにされている部分のここはどういう理由で、という細かい説明は聞いていないか。

(回答) 書面で理由は書かれていて、開示された請求をもらうときに、その文言は読んだが、それぞれに関しては、何もない。

(3) 実施機関の口頭説明

学校や保護者から相談があった内容について、様々な記録等があり、保有個人情報として開示をした。非開示としている部分については、基本的には他のお子さんの個人情報の部分、スクールカウンセラーや支援員の記載内容で、お子さんの評価と考えられる部分である。

(4) 実施機関の口頭説明に対する質疑

(質疑) 例えば担任の先生とかの名前は出てくるが、支援員の名前は出てこない。どういう仕分けか。

(回答) 支援員については、正規の職員でないので、開示をしなかった。

(質疑) 関係児童等の名前が開示されているところと非開示のところがあるが。

(回答) 審査請求人等が話した部分とそうでないところの分けである。

(質疑) 経過が書いてある文書で個人情報以外の評価というよりは、事実としての行動とか認識に部分を非開示にしたっていうのは、どういう理由か。それに類するところが相当数見受けられる。

(回答) 個人の評価等の情報と捉えて非開示としたところである。

(5) 協議内容

ア 黒塗りにしている部分が多く、過剰防衛的などところもある。評価が入っていない、単に事実認識のものもある。

イ 評価が入ってなくても、関係児童の個人情報となる可能性がある。ただ、個人情報と言っても審査請求人が容易に特定できるようなもの

のが個人情報となるのか。いじめの場合、加害児童とされた人の名前というのは、被害児童とされる人からすれば、当然に認識しているからこれは開示しても問題ないだろうと思われる。

ウ 常勤職員じゃないから非開示とする理由があるか。青梅市の条例は、個人に関する情報は、公務員については、職名、職務内容以外は非開示とある。基本的に名前は非開示だけれども、周知のものは開示となる扱いか。そうすると担任等の常勤者が周知の情報として開示となるか。

エ 他人の個人情報や評価等以外の部分で、単なる事実確認じゃないか、あるいは行動の記述じゃないか、と思えるところを整理して、答申に反映させることとしたい。

(6) 審査結果

非開示とされた情報のうち、単なる事実確認あるいは行動の記述と思える部分については、開示すべきである。よって本件開示請求に対しては、一部認容、一部棄却とする。